

京都府生活交通対策地域協議会規約

(名称及び目的)

第1条 京都府内のバス等による生活交通の確保方策について、協議及び調整を行うため、京都府生活交通対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び調整を行う。

- (1) 生活交通の確保方策に関する事
- (2) 生活交通のあり方に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長には京都府建設交通部長を、副会長には国土交通近畿運輸局京都運輸支局長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員に支障あるときは、委員が指名する代理人を協議会に出席させることができる。

(運営)

第4条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。

(ブロック協議会)

第5条 会長は、広域的な生活圏における生活交通の確保等について協議及び調整を行わせるため、必要に応じて別表2に掲げるブロック協議会を設けることができる。

- 2 会長は、前項に規定する協議及び調整事項のうち適当と認める事項については、協議会を開催することなく、ブロック協議会（第7条第1項の規定により、ブロック協議会において協議が調ったものとみなされる地域公共交通会議及び法定協議会を含む。）において協議及び調整させることができるものとする。
- 3 ブロック協議会は、別表3に掲げる委員により構成する。
- 4 会長は、第2項において協議及び調整をさせる事項のうち、特定の地域に関する事項については、前項の規定にかかわらず、当該事項に関係する委員をもってブロック協議会を開催し、協議及び調整をさせることができるものとする。
- 5 ブロック協議会に座長を置き、座長には京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。
- 6 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ会議)

第6条 会長は、特定の路線の利便性向上その他活性化について協議及び調整を行わせるため、必要に応じてワーキンググループ会議を設けることができる。

- 2 ワーキンググループ会議は、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局、京都府、当該路線の沿線市町村、当該路線を運行するバス事業者、会長が必要と認めるその他の者で構成する。
- 3 ワーキンググループ会議は、会長が招集する。
- 4 ワーキンググループ会議に座長を置き、座長には京都府建設交通部交通政策課職員のうち、会長が指名する者をもって充てる。

(地域公共交通会議及び法定協議会における協議)

第7条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定にする協議会（以下「法定協議会」という。）が設置された場合に、道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2に規定する休止又は廃止に係る事項その他会長が適当と認める事項について協議が調ったときは、第5条第2項に規定するブロック協議会において協議が調ったものとみなす。

2 前項の場合において、地域公共交通会議及び法定協議会の主宰者は、その結果を会長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 協議会、ブロック協議会及びワーキンググループ会議の事務局を京都府建設交通部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成13年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年7月1日から施行する

附 則

この規約は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年8月10日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行の日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年8月22日から施行し、平成29年7月4日から適用する。

《別表1》 協議会の委員

(1) 京都府建設交通部長
(2) 国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
(3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
(4) 京都府市長会 部会長
(5) 京都府町村会 部会長
(6) 広域行政圏の協議会会長等
(7) 京都府広域振興局長
(8) 一般社団法人京都府バス協会会長

《別表2》 ブロック協議会の構成

名 称	関 係 市 町 村
京都・南部ブロック協議会	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町
相楽ブロック協議会	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都中部ブロック協議会	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹ブロック協議会	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後ブロック協議会	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

《別表3》 ブロック協議会の委員

(1) 京都府建設交通部交通政策課長
(2) 国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
(3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官
(4) 関係市町村交通担当部長等
(5) 関係京都府広域振興局企画総務部企画振興室長
(6) 関係バス事業者の役員等